

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年10月29日

京都市長 桜本 賴兼

京都市規則第48号

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号列記以外の部分中「6月以上」を「12月以上（条例第9条第1項に規定する特定受給資格者に相当する者として別に定める者にあっては、6月以上）」に、「法第23条第2項」を「条例第9条第1項」に、「ものとして」を「者として」に、「同項に」を「法第23条第2項に」に改め、同条第3項本文中「6月以上」を「12月以上（第1項に規定する別に定める者にあっては、6月以上）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務局人事部給与課）